百七十二　研究所の課又はユニットの所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［略］	［略］	［略］	
十一　研究所	部長	三十五　研究所の部長又はユニット長の属する職制上の段階	［略］	
	室長	三十六　研究所の部の所掌事務を分掌する室の長又は前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号及び第三十八号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	［略］	
［略］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛装備庁施設等機関組織規則の一部改正）

第三条　防衛装備庁施設等機関組織規則（平成二十七年防衛省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　施設等機関	第一章　施設等機関
第一節～第三節　［略］	第一節～第三節　［同上］
第四節　新世代装備研究所（第二十九条―第三十七条）	第四節　次世代装備研究所（第二十九条―第三十九条）
第五節　防衛イノベーション科学技術研究所（第三十八条―第四十五条）	第五節　千歳試験場（第四十条・第四十一条）

百七十二　研究所の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	［同上］	［同上］	
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［同上］	［同上］	［同上］	
十一　研究所	部長	三十五　研究所の部長の属する職制上の段階	［同上］	
	室長	三十六　研究所の部の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	［同上］	
［同上］				